

事 務 連 絡
平成 24 年 3 月 16 日

各都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

介護保険負担限度額認定証等の読替適用について

介護保険制度の円滑な運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、ユニット型個室の第3段階の利用者負担を軽減することにより、ユニット型個室の更なる整備推進を図るため、当該利用者の負担限度額を1日当たり1,640円から1,310円に引き下げることとする「介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額の一部を改正する件」（平成24年厚生労働省告示第109号）及び「介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額の一部を改正する件」（平成24年厚生労働省告示第111号）が公布されたところです。

当該改正に伴う介護保険負担限度額認定証等の取扱いの方針については、すでに全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（平成24年2月23日開催）等においてお示ししているところですが、留意点も含めて改めて下記のとおりお示いたしますので、管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）、事業所等に周知を図るようよろしくお願いいたします。

記

現在、特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費の支給を受けている者で、第3段階に該当するものについては、その所持する介護保険負担限度額認定証又は介護保険特定負担限度額認定証（以下「認定証」という。）の「ユニット型個室 1,640円」の記載を「ユニット型個室 1,310円」と読み替えて取り扱って差し支えないこととする。

各保険者におかれては、国民健康保険団体連合会へ送付する受給者情報異動連絡票により、受給者情報のうち特定入所者介護サービス適用開始年月日を「平成24年4月1日」に、適用終了年月日を「平成24年6月30日」に、居住費負担限度額（ユニット型個室）を「1,310円」に変更することで、当該改正に伴う事務処理が適切になされるよう留意されたい。

なお、本措置は、認定証の更新の時期まで間がないことを踏まえ、今般の見直しに伴う認定証の再発行に係る事務負担に配慮して行うものであり、平成24年6月末までの特例的な取扱いとする。